

平成29年3月29日

「市町村子ども家庭支援指針（仮称）」（ガイドライン）（案）目次・新旧対照表（案）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">市町村子ども家庭支援指針（仮称）（ガイドライン）</p> <p>第1章 市町村における子ども家庭支援の基本</p> <p>第1節 児童福祉法の理念及び子ども家庭支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童福祉法の理念 2. 児童の権利に関する条約と子ども家庭支援のあり方 <p>第2節 市町村における子ども家庭支援の基本</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本的考え方 2. 市町村に求められる機能 3. 市町村と都道府県の協働・連携・役割分担の基本的考え方 <p>第3節 市町村における子ども家庭支援に求められる専門性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本的考え方 2. 子ども家庭相談 3. 児童虐待対応 4. ネットワークにおける支援 <p>第4節 市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 支援拠点の設置趣旨 2. 支援拠点の実施主体 <p>第5節 要保護児童対策地域協議会の役割・機能</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 要保護児童対策地域協議会とは 2. 要保護児童対策地域協議会の意義 <p>第2章 子ども家庭支援における市町村（支援拠点）の具体的な業務</p> <p>第1節 支援対象</p>	<p style="text-align: center;">市町村児童家庭相談援助指針</p> <p>第1章 市町村における児童家庭相談援助の基本</p> <p>第1節 児童福祉法の理念及び市町村の児童家庭相談援助</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童福祉法の理念 2. 市町村の児童家庭相談援助 <p>第2節 市町村における児童家庭相談援助の基本（市町村と都道府県の役割分担）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本的考え方 2. 都道府県と市町村の役割分担・連携の基本的考え方 <p>第3節 市町村における児童家庭相談援助に求められる基本的態度</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの最善の利益の尊重・子どもの安全の確保の徹底 2. 児童家庭相談に対する姿勢 3. 家庭全体の問題としての把握 4. 初期対応や早期対応の重要性 5. 児童家庭相談援助の体制 <p>第4節 児童家庭相談援助の流れ</p> <p>第2章 児童家庭相談援助の展開における市町村の具体的な役割</p> <p>第1節 予防・早期発見に視点を置いた市町村活動の推進</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第2節 子ども家庭支援全般に係る業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待予防・早期発見に視点を置いた支援 2. 子ども家庭支援全般に係る業務 <p>第3節 要支援児童及び要保護児童、特定妊婦等への支援業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども家庭相談の流れ 2. 相談・通告の受付 3. 相談・通告直後の対応 4. 受理会議（緊急受理会議） 5. 危機判断とその対応 6. 調査 7. アセスメント 8. 支援計画の作成等 9. 支援及び指導等 10. 児童記録票の作成 11. 支援の終結 12. 転居への対応 <p>第4節 特定妊婦の把握と支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定妊婦の把握 2. 特定妊婦への支援の留意点 3. 特定妊婦への具体的な支援 4. 医療機関との連携 <p>第5節 関係機関との連絡調整</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関係機関との連携の重要性 	<p>第2節 相談・通告への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 相談・通告の受付 2. 年齢要件 3. 管轄 4. 相談・通告時における対応 5. 相談・通告後の対応 6. 児童記録票の作成 7. 受理会議（緊急受理会議） <p>第3節 調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調査の意義 2. 子どもの安全の確認 3. 調査担当者 4. 調査の開始 5. 調査事項 6. 調査の方法 7. 調査における留意事項 8. 調査内容及び調査所見の記録 <p>第4節 援助方針の決定、援助の実施、再評価</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 援助方針 2. ケース検討会議 <p>第5節 相談援助活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 相談援助活動の内容

改 正 後	改 正 前
<p>第5節 非行相談</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 非行相談の分類 2. 非行問題の理解 <p>第4章 都道府県（児童相談所）との関係</p> <p>第1節 児童相談所の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所掌事務 2. 設置状況 3. 職員配置 <p>第2節 市町村と都道府県（児童相談所）の協働・連携・役割分担</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童相談所への送致 2. 児童相談所長（都道府県知事）への通知 3. 都道府県（児童相談所）からの送致及び通知 4. 都道府県（児童相談所）の指導措置について委託を受けて行う指導の実施 5. 保育の利用等 6. 障害児への支援 7. 子ども・子育て支援事業 8. 乳幼児健康診査 <p>第3節 事案送致への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村から都道府県（児童相談所）への事案送致 2. 都道府県（児童相談所）から市町村への事案送致 	<p>第5節 非行相談</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不良行為相談 2. ぐ犯相談 3. 触法相談の場合 <p>第6節 育成相談</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 育児・しつけ相談（子育て相談）等 2. 不登校 3. ひきこもり <p>第7節 保健相談</p> <p>第4章 関係機関との連携</p> <p>第1節 関係機関との連携の重要性</p> <p>第2節 都道府県（児童相談所）との関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童相談所の概要 2. 市町村と都道府県（児童相談所）の役割分担・連携 <p>第3節 福祉事務所（家庭児童相談室）との関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉事務所の概要 2. 家庭児童相談室の概要

改 正 後	改 正 前
<p>第4節 児童虐待による児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールの活用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合的な観点からのアセスメントの実施 2. 十分な説明と見通しの提示 <p>第5節 都道府県（児童相談所）の指導措置について委託を受けての対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村による支援等を行うことが考えられる具体的事例 2. 市町村により支援等を行う上での留意事項 <p>第6節 児童福祉審議会における子どもの権利擁護</p> <p>第7節 都道府県（児童相談所）の支援</p>	<ol style="list-style-type: none"> 3. 主な連携事項及び留意点 <p>第4節 学校、教育委員会等との関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校（幼稚園、小・中・高等学校等）との関係 2. 教育委員会等との関係 <p>第5節 保育所との関係</p> <p>第6節 保健所・市町村保健センターとの関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保健所の概要 2. 市町村保健センターの概要 3. 保健所、市町村保健センター等との連携 <p>第7節（主任）児童委員との関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童委員の概要 2. 主任児童委員の概要 3. 主な連携事項 <p>第8節 児童家庭支援センターとの関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童家庭支援センターの概要 2. 児童家庭支援センターの業務 3. 主な連携事項 <p>第9節 知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所並びに発達障害者支援センターとの関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 知的障害者更生相談所との関係 2. 身体障害者更生相談所との関係 3. 発達障害者支援センターとの関係 <p>第10節 児童福祉施設との関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 助産、母子保護、保育の実施

改 正 後	改 正 前
<p>第5章 関係機関等との連携</p> <p>第1節 福祉事務所（家庭児童相談室）との関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉事務所の概要 2. 家庭児童相談室の概要 3. 主な連携事項及び留意点 <p>第2節 子育て世代包括支援センターとの関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子育て世代包括支援センターの概要 2. 主な連携事項及び留意点 <p>第3節 学校、教育委員会等との関係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 2. 子育て支援事業の実施 3. 児童福祉施設における相談援助業務 4. 児童福祉施設に関する状況の把握 5. 入所児童等に関する状況の把握 <p>第11節 里親との関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 里親の概要 2. 主な連携事項 <p>第12節 自立援助ホームとの関係</p> <p>第13節 警察との関係</p> <p>第14節 医療機関との関係</p> <p>第15節 婦人相談所との関係</p> <p>第16節 配偶者暴力相談支援センターとの関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 配偶者暴力相談支援センターの位置付け 2. 配偶者からの暴力の被害者の子どもの保護における連携 <p>第17節 法務局、人権擁護委員との関係</p> <p>第18節 民間団体との関係</p> <p>第19節 公共職業安定所との関係</p> <p>第20節 社会福祉協議会との関係</p> <p>第5章 統計</p>

改 正 後	改 正 前
<ul style="list-style-type: none"> 1. 学校（幼稚園、小・中・高等学校等）との関係 2. 教育委員会等との関係 第4節 保育所、幼保連携型認定こども園との関係 第5節 保健所、市町村保健センターとの関係 <ul style="list-style-type: none"> 1. 保健所の概要 2. 市町村保健センターの概要 3. 主な連携事項及び留意点 第6節 子ども・子育て支援事業との関係 <ul style="list-style-type: none"> 1. 地域子ども・子育て支援事業の概要 2. 主な連携事項及び留意点 第7節 民生・児童委員（主任児童委員）との関係 <ul style="list-style-type: none"> 1. 民生・児童委員の概要 2. 主任児童委員の概要 3. 主な連携事項及び留意点 第8節 児童家庭支援センターとの関係 <ul style="list-style-type: none"> 1. 児童家庭支援センターの概要 2. 児童家庭支援センターの業務 3. 主な連携事項及び留意点 第9節 障害児支援実施事業所等、発達障害者支援センター等との関係 <ul style="list-style-type: none"> 1. 障害児支援実施事業所等との関係 2. 発達障害者支援センターとの関係 3. 知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所との関係 4. 支援拠点及び地域協議会との関係 5. 障害のある保護者への支援 第10節 児童福祉施設（保育所、児童家庭支援センター等を除く。）との関係 <ul style="list-style-type: none"> 1. 助産及び母子保護の実施 	

改 正 後	改 正 前
<p>2. 児童福祉施設における支援業務</p> <p>3. 児童福祉施設に関する状況の把握</p> <p>第11節 里親、養子縁組家庭との関係</p> <p>1. 里親の概要</p> <p>2. 養子縁組家庭の概要</p> <p>3. 主な連携事項及び留意点</p> <p>第12節 自立援助ホームとの関係</p> <p>1. 自立援助ホームの概要</p> <p>2. 主な連携事項及び留意点</p> <p>第13節 子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーションとの関係</p> <p>1. 子ども・若者総合相談センターの概要</p> <p>2. 地域若者サポートステーションの概要</p> <p>3. 主な連携事項及び留意点</p> <p>第14節 警察等との関係</p> <p>1. 警察の業務及び市町村（支援拠点）との関係</p> <p>2. 要保護児童（虐待を受けたと思われる子どもを含む。）への対応</p> <p>3. 非行少年への対応</p> <p>4. いじめ問題への対応</p> <p>5. 「居住実態が把握できない児童」への対応</p> <p>第15節 医療機関との関係</p> <p>第16節 婦人相談所との関係</p> <p>第17節 配偶者暴力相談支援センターとの関係</p> <p>1. 配偶者暴力相談支援センターの概要</p> <p>2. 主な連携事項及び留意点</p> <p>第18節 法務局、人権擁護委員との関係</p> <p>第19節 民間団体との関係</p>	

改正後	改正前
<p>第20節 公共職業安定所との関係 第21節 社会福祉協議会との関係 第22節 庁内の関係部局との関係</p> <p>第6章 子ども家庭支援における市町村（支援拠点）の体制 第1節 支援拠点の類型 第2節 職員配置等 1. 主な職員 2. 主な職務、資格等 3. 配置人員等 第3節 人材の確保・育成 1. 必要な職員の確保 2. 人材育成</p> <p>第7章 子ども家庭支援における市町村（支援拠点）の設備、器具、統計、検証 第1節 設備等 第2節 器具等 第3節 統計 1. 社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例） 2. その他 第4節 死亡事例等の検証 1. 検証の目的 2. 検証対象の範囲 3. 再発防止のための検証の確実な実施 4. 検証に関する会議の開催 5. 検証報告の積極的な活用</p>	

